

令和 5 年第 9 回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 9 月 28 日（木）午前 9 時 30 分～午前 9 時 49 分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 17 名

会長	19 番	畑	雄	二			
委員	1 番	安	藤	直	樹	2 番	千 葉 芳 枝
	4 番	山	田	和	正	5 番	長谷川 彰 徳
	6 番	岩	間	秀	一	7 番	貞 廣 樹 良
	8 番	赤	澤	良	一	9 番	伊 藤 貢 三
	10 番	峯	崎	光	行	11 番	鈴 木 英 昭
	12 番	吉	田		彰	13 番	中 澤 裕 幸
	14 番	土	屋	典	昭	15 番	太 田 英 樹
	16 番	鈴	木	孝	典	17 番	白 木 義 一

欠席委員（2 名） 3 番 五十嵐 勝 18 番 田 中 政 幸

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般報告
 - 第 4 推薦第 5 号 美唄市政功労者表彰審議会委員推薦の件
 - 第 5 報告第 8 号 現況証明書交付報告の件
 - 第 6 議案第 30 号 現況証明願の件
 - 第 7 議案第 31 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による
農用地利用集積計画決定の件
 - 第 8 議案第 32 条 農用地の買入協議要請の件

令和5年第9回農業委員会総会

議長

ただいまより、令和5年第9回美唄市農業委員会総会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。

議席番号3番五十嵐 勝委員、18番田中政幸委員は都合により欠席いたします。

つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、議席番号5番長谷川彰徳委員、6番岩間秀一委員を指名いたします。

つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。

つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。

つぎに、9月6日から開催された、令和5年第3回市議会定例会について、事務局から報告願います。

事務局長
議長
委員
議長

(報告)

以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。

つぎに、日程の第4、推薦第5号、『美唄市政功労者表彰審議会』委員推薦の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました推薦第5号、『美唄市政功労者表彰審議会』委員推薦の件について、ご説明いたします。

これは、『美唄市政功労者表彰審議会』委員1名を推薦するもので、審議会は市勢の振興発展に特に功績のあった者の事績を讃え、市長の諮問に基づき被表彰者を選考するものです。

	審議会委員の構成は副市長、教育長並びに学識経験者により組織され、市長が委嘱することとなっています。 審議会委員の推薦につきましては、従来より会長を推薦していることから、畑会長を推薦することが適当と思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明のあった、『美唄市政功労者表彰審議会』委員の推薦について、事務局説明のとおり推薦することとして、これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、事務局説明のとおり推薦することに決定をいたしました。 つぎに、日程の第5、報告第8号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました報告第8号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。 このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。 (議案朗読省略) 番号1番については、昭和50年12月8日、番号2番については、平成14年8月23日、番号3番については昭和44年4月23日に5条転用許可を受けていますので、全て令和5年8月30日付けで証明書を交付したので報告します。 なお、調査場所につきましては、報告第8号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。
委 員	これに、ご質問ございませんか。
議 長	(なしの声) ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。

長江係長

つぎに、日程の第6、議案第30号、現況証明願の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第30号、現況証明願の件についてご説明いたします。

このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。

調査員につきましては、千葉委員を主任とする、山田委員、岩間委員の3名により9月13日に現地調査を行いました。

申請理由は、全て地目変更登記のためです。

(議案朗読省略)

なお、調査場所につきましては議案第30号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、千葉委員から説明願います。

千葉委員

9月13日に山田委員、岩間委員、私の3名で現地調査を行いました。

長年、農地として使用されていない状況でしたので、農地・採草放牧地以外と判断しました。

以上で調査経過の説明を終わります。

議 長

ただいま、説明があった現況証明願の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員

(なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。

つぎに、日程の第7、議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。

番号1番・2番の審議を行いますので、伊藤貢三委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。

(伊藤貢三委員 一時退席)

議長
長江係長

事務局から番号１番・２番について説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第３１号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号１番・２番についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は所有権移転です。

（議案朗読省略）

なお、番号１番・２番につきましては個人が利用権の設定等を受けるものであり、１６ページ別添１調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第３１号資料１番・２番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、９月２８日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による、農用地利用集積計画決定の件の番号１番・２番について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

（なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

少々お待ちください。

（伊藤貢三委員 着席）

引き続き、事務局から番号１番・２番以外について説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第３１号、番号１番・２番以外についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。

利用権の設定の種類は３番から２２番は所有権移転、２３番から２６番までは賃借権設定となっています。

（議案朗読省略）※３番・４番、１２番・１３番別途説明

なお、番号１８番から２０番、２３番から２６番は個人が利用権を受けるものであり１６ページ別添１調査書、３番から１７番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり１７ページ別添２調査書、２１番から２２番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、１８ページ別添３調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては１９ページ議案第３１号資料のとおりとなっております。

農用地利用集積計画の公告の時期につきましては９月２８日を予定しております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第８、議案第３２号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から、説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました、議案第３２号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第３２号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することに決定をいたします。

以上をもちまして、第9回農業委員会総会は閉会いたします。